

随意契約の結果

【令和2年5月】工事

独立行政法人都市再生機構西日本支社

工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量等	契約担当の氏名及びその所属する支社等の所在地	契約を締結した日	契約相手方の氏名及び住所	契約相手方の法人番号	予定価格	契約金額	落札率	随意契約によることとした理由	再就職役員数	公益法人の場合			備考
										公益法人の区分	国所管、都道府県所管の区分	応札・応募者数	
02-サンラフレ出来島外4団地エレベータ設備修繕工事	契約担当役 西日本支社長 新居田 滝人 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85	令和2年5月20日	三菱電機ビルテクノサービス(株) 東京都荒川区荒川7-19-1	5010001030412	326,268,800円	320,100,000円	98.1%	本工事は、UR賃貸住宅(サンラフレ出来島外4団地)に設置されているエレベータについて、安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベータ設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベータ設備と連動させるためには、当該エレベータを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は、既設エレベータ設備と密接不可分の関係にあり、既設エレベータ設備の機能と追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠であることから、会計規程第51条第3項第三号の規定に基づき、当該エレベータの製造業者で、かつ当該エレベータの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	-				-
02-プロムナーデ間目外2団地エレベータ設備修繕工事	契約担当役 西日本支社長 新居田 滝人 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85	令和2年5月20日	東芝エレベータ(株) 神奈川県川崎市幸区堀川町7-2-34	5010701006785	348,404,100円	342,100,000円	98.2%	本工事は、UR賃貸住宅(プロムナーデ間目外2団地)に設置されているエレベータについて、安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベータ設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベータ設備と連動させるためには、当該エレベータを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は、既設エレベータ設備と密接不可分の関係にあり、既設エレベータ設備の機能と追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠であることから、会計規程第51条第3項第三号の規定に基づき、当該エレベータの製造業者で、かつ当該エレベータの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	-				-
02-香里ヶ丘みずき街外1団地エレベータ設備修繕工事	契約担当役 西日本支社長 新居田 滝人 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85	令和2年5月20日	日本エレベーター製造(株) 東京都千代田区岩本町1-10-3	8010001032926	232,509,200円	228,800,000円	98.4%	本工事は、UR賃貸住宅(香里ヶ丘みずき街外1団地)に設置されているエレベータについて、安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベータ設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベータ設備と連動させるためには、当該エレベータを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は、既設エレベータ設備と密接不可分の関係にあり、既設エレベータ設備の機能と追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠であることから、会計規程第51条第3項第三号の規定に基づき、当該エレベータの製造業者で、かつ当該エレベータの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	-				-
02-東門真外4団地エレベータ設備修繕工事	契約担当役 西日本支社長 新居田 滝人 大阪府大阪市城東区森之宮1-6-85	令和2年5月20日	日本オーチス・エレベータ(株) 東京都文京区本駒込2-28-8	9010001075825	459,402,900円	455,290,000円	99.1%	本工事は、UR賃貸住宅(東門真外4団地)に設置されているエレベータについて、安全機能を強化する改修工事であり、当該エレベータ設備の動作と連動して機能する安全装置を追加し、それと連動させるための既設制御盤改修を主とする工事である。 既存エレベータ設備と連動させるためには、当該エレベータを製造した者が独自に開発した制御プログラムや既設機器を一体的システムとして再構築し、機能させる必要がある。 このように、本工事は、既設エレベータ設備と密接不可分の関係にあり、既設エレベータ設備の機能と追加する安全装置等の機能を熟知している者と契約することが不可欠であることから、会計規程第51条第3項第三号の規定に基づき、当該エレベータの製造業者で、かつ当該エレベータの保守管理業務を履行している当該業者と随意契約を行ったものである。	-				-